

書類作成（入力）上の注意事項（工事・更新登録）

申請書類を作成する場合、また、添付書類について、下記の事項に注意してください。なお、直接記入する場合は、ボールペン又はペンを使用し、楷書でお願いします。（消せるボールペンは使用不可）

1. 建設工事入札参加資格審査申請（更新登録）提出書類一覧表及び送付書類チェックリスト

（工事様式1）

(1) 申請者の商号又は名称

茨木市建設工事業者登録カード（業者登録受付システムにおいて登録内容を入力後、印刷したもの）と同一の商号又は名称を記入してください。また、支店等に委任する場合は、受任者の商号又は名称を記入してください。なお、申請手続きを行政書士事務所等に委任している場合であっても、行政書士事務所等の名称は記入しないよう、ご注意ください。

(2) 申請書類の担当者

申請書類の担当者の所属、氏名、電話番号を記入してください。なお、申請手続きを行政書士事務所等に委任している場合でも、必ず申請者の担当者名を記入してください。

(3) 申請者チェック欄

①「法人」・「個人」により提出書類に相違があり、又、登録する所在地によっても相違があることから同封する書類については、必ず、申請者チェック欄の□にチェックを入れ、確認をしてください。

② Logo フォーム送信可の書類については、提出方法を「紙媒体」か「Logo フォーム送信」のいずれか選択し、該当の□にチェック（レ）を入れてください。

③下記★印分の項目につきましては、Logo フォームでの書類提出が可能です。

④チェックリストは、申請書類とともに送付してください。

(4) 提出に係る不足書類がある場合は、受付できませんのでご注意ください。

2. 茨木市建設工事業者登録カード（業者登録受付システムにおいて登録内容を入力後、印刷したもの）

《登録の際は、入力フォームの指示事項に従い入力してください》

(1) 本店情報

所在地については、履歴事項全部証明書に記載されている本店所在地と事実上の本店所在地が相違する場合は、事実上の所在地を入力し、入力後印刷した「茨木市建設工事業者登録カード」の所在地欄の横に、登記上の所在地を括弧書きで記載してください。

また、「〇丁目」の部分については漢数字で入力し、その他の数字部分については算用数字で入力(必ず全角)してください。（例「三丁目8番13号」）

(2) 代表者役職名

「代表取締役」・「理事長」等の職名を入力してください。個人の場合で正式な名称がない場合は、「代表者」と入力してください。

(3) 支社・支店等情報

支社・支店等に委任をする場合のみ入力してください。代表者職名については、「支社長」・「支店長」等の職名を入力してください。

(4) 常勤職員の数

常勤職員の数とは、申請日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にある従業員（パート・派遣・アルバイト等は含まない）の人数を入力してください。市内事業者の方は「工事 様式5-2」の技術職員数と一致させてください。

(5) 経営規模等評価

今回提出する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しから正確に入力してください。技術職員数は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の中の合計欄の人数をそれぞれ入力してください。（【常勤職員の数】で入力した技術職員数と違っていても問題ありません。）

(6) 創業年月日

創業年月日は、法人にあっては設立登記日を、個人にあっては創業開始年月日を、入力してください。

(7) 所在地区分

茨木市内に本社・本店を有する業者は「市内」、茨木市外に本社・本店があるが、茨木市内に支社・支店等を有する業者又は、茨木市外に本社・本店・支社・支店等を有する業者は「市外」を選択してください。

(8) マイナンバー（法人番号）

法人区分の会社のみ 13 桁のマイナンバー（法人番号）を入力してください。個人区分の場合は番号を入力しないでください。

(9) 適格請求書発行事業者登録番号（インボイス制度）

適格請求書保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録されている場合、「T+数字 13 桁」を半角で入力してください。

(10) 電子入札ユーザーパスワード

電子入札ユーザーパスワードとは、電子入札の利用者登録時に申請していただく「茨木市電子入札システム利用者登録用ユーザーパスワード」のことです。

電子入札ユーザーパスワードは、6 文字以内で入力をしてください。使用できる文字は半角英数で英字は小文字「a」から「z」、数字は「0」から「9」までです。登録システム機能の都合上、1 文字目は必ず「0（ゼロ）」以外の文字にしてください。

なお、登録したパスワードは、電子入札システム等において今後とも必要となりますので、忘れないように注意してください。また、パスワードは市 HP に掲載している変更届（建設工事用）を使用し、定期的に変更してください。

(11) 登録を希望する工事

希望できる業種は、別紙の「茨木市建設工事申請業種表」にある「茨木市の申請業種」から 1 業種とします。

ただし、茨木市内に本社・本店を有する業者は、第 2 希望（2 業種）まで希望可能とします。建築工事については第 1 希望のみの受付とします。建設業許可のない業種及び経営事項審査を受けていない業種は、申請できません。

申請業種は、有効期間中に追加・変更はできませんのでご注意ください。

許可区分、総合評定値（P）、業種別年間平均完成工事高、技術職員数（監理技術者）の入力は、今回提出する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しから正確に入力してください。

3. 留意事項順守誓約書 兼 納税状況調査の同意書（工事様式 3）

(1) 別紙「茨木市公契約の受注・履行にあたっての留意事項」を熟読の上、順守誓約書を提出してください。

(2) 納税状況調査の同意書につきましては、茨木市内業者のみ対象となります。

茨木市に納めている市税の納付状況を契約検査課から納税課に照会しますので、納期が到来している税金については、必ず申請前までに完納してください。

※同意書の記入と提出がない場合又は滞納がある場合は業者登録の受付ができません。

4. 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し ★

- (1) 令和7年12月1日現在有効の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が必要となります。写しの大きさはA4判とし、明確に判読できるものに限りします。
- (2) 今回必要な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は、審査基準日が令和6年5月1日以降で、最新となる結果通知書に限りします。また、登録申請の有効期間中に経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効期間が切れた場合は入札等に参加できなくなりますので、経営事項審査の有効期間が切れないようにご注意ください。

5. 技術職員名簿（工事様式5-2・5-3） ★

■技術職員名簿（市内業者用）（様式5-2）

- (1) 市内業者の方は様式5-2を使用してください。
- (2) 指定様式のため、その他の様式は認めません。
- (3) 50名以上の会社にあつては、50名までで結構です。
- (4) 建設業に従事している技術者（常時雇用している正社員のみ）を記入してください。
- (5) 希望業種のみ作成してください。
- (6) 監理技術者は、資格者証の写しを添付してください。
- (7) 当該名簿に記載されている者が、貴社で雇用していることが確認できる書類を添付してください。（別添「雇用関係の証明書類について」参考）
- (8) 業者登録受付システム上の「常勤職員の数→技術職員」の欄には、この名簿に記載の技術職員数を入力してください。
- (9) 市内業者の方は75歳以上の方を雇用し、雇用していることが確認できる書類が発行できない場合、雇用関係申告書（様式5-3）を添付してください。
なお、当該様式を使用する場合は、原本の提出が必要です。

6. 法人税・消費税の納税証明書（法人登録） ★

- (1) 「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことを証明する、納税証明書（その3の3）を提出してください。
- (2) 発行日が令和7年9月1日以降のものに限りします。
- (3) 納税証明書は、書面による請求のほか、
国税庁 e-Tax ホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)でも請求することができます。

7. 所得税・消費税の納税証明書（個人登録） ★

- (1) 「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことを証明する、納税証明書（その3の2）を提出してください。
- (2) 発行日が令和7年9月1日以降のものに限りします。
- (3) 納税証明書は、書面による請求のほか、
国税庁 e-Tax ホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)でも請求することができます。

8. 雇用保険適用事業所設置届事業主控 ★

- (1) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」の中の「雇用保険加入の有無」項目に「無」の記載がある場合で、雇用保険に加入している場合は、公共職業安定所発行の「雇用保険適用事業所設置届事業主控」の写しを提出してください。

9. 健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書 ★

- (1) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」の中の「健康保険加入の有無」または「厚生年金保険加入の有無」項目に「無」の記載がある場合で、健康保険または厚生年金保険に加入している場合は、年金事務所発行の「健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書」の写しを提出してください。

10. 建設業退職金共済契約証書又は建設業退職員共済事業加入・履行証明書 ★

- (1) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」の中の「建設業退職金共済制度加入の有無」項目に「無」の記載がある場合で、建設業退職金共済事業に加入している場合は、加入証明書若しくは履行証明書の写しを提出してください。

11. 水道管布設工事に関する証明書等 ★

- (1) ①及び②に掲げる条件を満たしていること。
- (2) ③及び④に掲げる資格等を有する者が在籍していること。ただし、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。
- (3) 上記の条件を証する証書等の写しを提出すること。
- ①. 茨木市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の指定を受けていること。
 - ②. 直近に開催された指定給水装置工事事業者研修会（以下「事業者研修会」という。）に参加していること。
 - ※ ②について、直近に開催された事業者研修会の実施日以降に指定工事事業者の指定を受けた場合は、次回に開催される事業者研修会への参加を誓約する文書を提出することにより、条件を満たしているとみなす。
事業者研修会受講後、受講を証明する書類を速やかに契約検査課へ提出すること。
 - ③. 公益社団法人日本水道協会が実施する「配水管工技能講習会小口径管（講習会Ⅰ）」及び「配水管工技能講習会大口径管」の修了者が在籍していること。
 - ④. 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能検定会の「全国標準検定コース」又は「分岐穿孔検定コース」の検定合格者、若しくは「給水装置工事配管技能者講習会」の修了者が在籍していること。
 - ※ ③及び④について、申請期間内に提出できない場合は、その旨の理由書を申請期間内に提出する書類に添付し、令和8年2月6日までに資格等の証明書を提出することにより、条件を満たしているとみなす。

12. 管更生工事に関する証明書等 ★

- (1) 管更生工事（市内業者のみ登録可）を希望するときは、次に掲げる条件を満たし、（ア）及び（イ）に掲げる証明等の提出が必要です。
- （ア） 公益財団法人「日本下水道新技術機構」の建設技術審査証明を有する管更生工法で専門工法協会等の構成員となっている証明書の写し
 - （イ） 次のいずれかの資格等を有する者が在籍していること。ただし、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。

- ①. 下水道管路更生管理技士（一般社団法人 日本管路更生法品質確保協会）
- ②. 下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）（公益社団法人 日本下水道管路管理業協会）
- ③. 下水道管きょ更生施工管理技士（一般社団法人 日本管更生技術協会）

13. ISO認証状況を証明する書類（茨木市内業者のみ） ★

- (1) ISO9000・14000 シリーズの認証を取得されている場合は、その証明書の写しを提出してください。

14. 環境マネジメント認証状況を証明する書類（茨木市内業者のみ） ★

- (1) エコアクション 21・KES ステップ 2・KES ステップ 1・エコステージ（レベル 5～1）の認証を取得されている場合は、その証明書の写しを提出してください。

15. 障害者雇用を証明する書類（茨木市内業者のみ） ★

- (1) 障害者を常用労働者として、法定雇用障害者数以上の数を雇用している場合は、公共職業安定所に報告した令和 7 年 6 月 1 日現在の「障害者雇用状況報告書」の写しを提出してください。
- (2) 障害者の雇用状況報告の義務はないが、障害者を常用労働者として 1 人以上雇用している場合は、常用雇用を確認できる書類、障害者の証明（障害者手帳等の写し）を提出してください。

16. 建設業労働災害防止協会への加入・表彰を証明する書類（茨木市内業者のみ） ★

- (1) 建設業労働災害防止協会に加入されている場合は「加入証明書」を提出してください。
（大阪府支部で無料発行できます）。
〒540-0031 大阪府大阪市中央区北浜東 1 番 30 号
大阪建設会館 建設業労働災害防止協会 大阪府支部
電話 06-6941-2961 FAX 06-6941-4885
- (2) 建設業労働災害防止協会に表彰されている場合は、その表彰状の写しを提出してください
（写しが提出できない場合は、市から建設業労働災害防止協会に確認できます）。

17. 【アンケート】更生保護協力雇用主について

- (1) 更生保護協力雇用主として保護観察所に登録されている場合は、「建設工事入札参加資格審査申請（更新登録）提出書類一覧表及び送付書類チェックリスト（様式 1）」の「□登録している」の□に✓を記入してください。

18. 備考

- (1) 証明書等（資格者証、免許証等を含む。）は提出時有効なものをご提出ください。
- (2) 上記★印分の項目につきましては、書類の提出が Logo フォーム送信可です。
- (3) 書類をコピーで提出する場合は、明確に判読できるものにしてください。